

事件に関する理事長コメント

去る2月25日に業務上横領の容疑で逮捕された当公社職員が、3月27日に起訴されました。

今回の職員の逮捕・起訴につきましては、3年前にも官製談合防止法違反で当公社職員が有罪判決を受け、再発防止に取り組んできた矢先の逮捕事案となり、大変遺憾に存じております。

京都府土地開発公社は、京都府により昭和48年に設置され、これまで50年余にわたり、高速道路等の社会基盤整備の用地取得等を担ってまいりましたが、今回、このような事態となり、これまで当公社に事業を委託していただいた国、京都府及びネクソ西日本、市町村など関係機関の皆様、用地買収に御協力いただきました皆様、そして京都府民の皆様の信頼を大きく損ねることとなり、改めて心からお詫び申し上げます。

公社といたしましても、検察や関係機関にご協力いただきながら確認を行ったところ、令和5年5月から令和8年2月までの間に、8億8千660万円が、公社の口座から守山被告の口座に不正に振り込まれていたことが判明いたしました。

公社としては、3月24日付けで守山被告を懲戒免職にするとともに、顧問弁護士を通じて被害に係る損害賠償請求手続きを進めているところであります。

今回の事件は、公社の経営そのものを揺るがす財務上の不法行為であったことから、今後は、裁判で明らかになる事実や手口も注視しながら原因究明に努めるほか、日々の事務が間違いなく基本どおりに行われているかを常に複数体制でチェックするとともに、外部の専門家の御協力を得ながら、事務処理に間違いが生じないような仕組みを作ることで、再発防止の取組を行ってまいりたいと考えております。併せて、全職員に改めてコンプライアンスの徹底を図ることとしております。

令和8年3月27日

京都府土地開発公社 理事長 大石耕造